

平成24年(ミ)第12号, 第13号 会社更生事件

決 定

東京都港区芝浦一丁目12番3号

更生会社 株式会社太平洋クラブ

管財人 永 沢 徹

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成25年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 氏 本 厚 司

裁判官 高 橋 貞 幹

これは謄本である。

平成25年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 合田智史

